重要事項説明書

(指定訪問介護サービス)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、 わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 完光会		
代表者氏名	理事長 今野 里美		
法人所在地	大牟田市末広町 5 番地 2		
(連絡先及び電話番号等)	(電話番号) 0944-52-5580 (ファックス番号)0944-52-5515		
法人設立年月日	昭和 59 年 10 月 1 日		

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	こんの病院ヘルパーステーション		
介護保険指定事業所番号	4071500088		
事業所所在地	大牟田市末広町5番地2		
連 絡 先	(電話番号) 0944-52-5580 (ファックス番号) 0944-52-5515		
相 談 担 当 者名	(ヘルパーステーション・牛島恭子)		
事業所の通常の	大牟田市・荒尾市		
事業の実施地域	八千四川 - 爪尾川		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者及び要支援者であって、居宅において介護を受けるものに対し、 入浴、排泄、食事などの介護そのほか日常生活を送る上で欠かせない家事 援助サービスを提供する。
運営の方針	従事者は効果的な援助を推進し、利用者の生活の質の向上をはからなければならない。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から土曜日まで		
営	業時	間	8時30分~17時30分		
1	木 日	l	日曜日、お盆休み (8月14日・15日)、年末年始 (12月31日~1月3日)		

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日まで 日曜日は状況に応じて対応する	
サービス提供時間	8時30分~17時30まで	

3 事業所の職員体制

	員数	勤務の態勢
事業所の従業者の	2.5名	管理者 1 名
職種	以上	サービス提供責任者1名(常 勤)
		訪問介護員 5名(非常勤)
介護福祉士	1名	サービス提供責任者
訪問介護員養成研	員数	
修2級課程を修了	2.5 名以上	
した者		

職種	職務内容
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス提供責任者	 1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 5 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 6 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 7 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 8 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 9 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 10 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。
訪問介護員	 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。

- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介 護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サー ビス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護 と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指 定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 中山間地域等における小規模事業所加算は、サービスを提供する訪問介護事業所が次の地域 にあり、1月当たりの延訪問回数(前年度の平均延訪問回数)が200回以下の事業所である場 合に、利用者の同意を得て加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所又は通所リハ ビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーション又は通所リハビリテー ションを行った際に、サービス提供責任者が同行する等し当該理学療法等と利用者の身体の状 況等の評価を共同して行った場合に加算します。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組 みを行う事業所に認められる加算です。
- ※ 中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域に居住する者へのサービス提供加算・ 介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります

(1) 提供するサービスの内容について

+	ナービス区分と種類	サービスの内容	
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセス	
		メントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定め た訪問介護計画を作成します。	
	食事介助	食事の介助を行います。	
身	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。	
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。	
体	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。	
介	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。	
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。	
護	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。	
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。	
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。	

	自立生活支援のた めの見守り的援助	 ○利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。)を行います。 ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。) ○洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。 ○認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。 		
止	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。		
生活援助	調理	利用者の食事の用意を行います。		
援助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。		
נענ	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。		

(1) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいった んお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添え てお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると 判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断 される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り、エアコン掃除
- 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。		
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。 利用前日の連絡の場合 キャンセル料は不要です キャンセル料 		
※ただし、利用者の組			
	ない必要となる利用者の 気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。	
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公 共交通機関等の交通費			台を請求いたします。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15 日までに利用者あてにお届けします。
- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記の方 法によりお支払い下さい。

(ア)窓口現金支払い

- イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、 必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請 求の際に必要となることがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- 6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

	相談担当者氏名	牛島 恭子
利用者のご事情により、担当する 訪問介護員等の変更を希望される	連絡先電話番号	0944-53-1009
場合は、右のご相談担当者までご	同ファックス番号	0944-57-9234
相談ください。	受付日及び受付時間	月曜日~金曜日 8:30~17:30

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、 利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的 なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計 画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご

確認いただくようお願いします。

- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等 の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

サービス提供責任者

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	アイウェ	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との
		雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	アイ	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注

	意をもって管理し、また処分の際にも第三者へ
	の漏洩を防止するものとします。
ウ	事業者が管理する情報については、利用者の求
	めに応じてその内容を開示することとし、開示
	の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められ
	た場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達
	成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしま
	す。(開示に際して複写料などが必要な場合は利
	用者の負担となります。)

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従って緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人完光会今野病院
	院長名	税田 直樹
	所在地	大牟田市末広町5番地2
	電話番号	0944–52–5580
	診療科	内科・循環器内科・糖尿病内科・消化器内科・ 呼吸器内科・整形外科・麻酔科・ 緩和ケア内科・リハビリテーション科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	無し
	契約の概要	当事業と病院は同一法人

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービス の提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、 利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制手順を作成しています

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 今野病院相談窓口	(所 在 地)大牟田市末広町 5 番地 2 (電話)0944-52-5580 (FAX)0944-52-5515 (受付時間) 8:30~17:30
【大牟田市(保険者)の窓口】 大牟田市福祉課介護保険担当	(所 在 地)大牟田市有明町2丁目3番地 (電話)0944-41-2683 (FAX)0944-41-2662 (受付時間) 8:30~17:15
【福岡県団体の窓口】 福岡県国民健康保険団体連合会	(所 在 地)福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 (電話)092-642-7859 (FAX)092-642-7857 (受付時間) 9:00~17:00

【荒尾市(保険者)の窓口】 荒尾市健康生活課介護保険係	(所 在 地)荒尾市宮内出目 390 (電話) 0968-63-1418 (FAX) 0968-69-0955 (受付時間) 8:30~17:15
【熊本県団体の窓口】 熊本県国民健康保険団体連合会	(所 在 地)熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号 (電話)096-214-1101 (FAX)096-214-1105 (受付時間) 9:00~17:00

18 サービス利用に関する留意事項

- (1) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為
 - ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為) 例:コップを投げつける/蹴る/唾を吐く等
 - ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例:大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と 理不尽なサービスを要求する

③ 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意識的態度の 要求等、性的ないやがらせ行為)

例:必要もなく手や腕を触れる/抱きしめる/あからさまに性的な話をする等

(2) サービス契約の終了

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができる。

- ① 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になっととき。
- ② 利用者が2ヶ月分以上の利用料金の滞納のため、利用料支払いの催告にもかかわらず、 滞納額全額の支払いがない場合
- ③ 利用者が故意に法令や管理規程等に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善 の見込みがない場合

(3) サービス即時契約解除

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、即時契約を解除することができる

- ① 伝染性疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合
- ② 利用者の行動が他の人の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ通常 の訪問介護サービスでは予防できない場合。

	19	重要事項説明	明の年月E
--	----	--------	-------

上記内容について、「福岡県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
---------------	---	---	---	--

	所 在		大牟田市末広町5番地2
事	法人	名	医療法人 完光会 今野病院
業	代表者		理事長 今野 里美
者			こんの病院ヘルパーステーション
	説明者氏		

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住	所	
	氏	名	
代理人	住	所	
	氏		

	続柄	
上記署名は、	()が代行しました。